

2018 B 日程 LS [1202]

受験番号

2018 年度 甲南大学法科大学院入学試験問題

専門論文試験

商 法

(60分)

受験についての注意

1. 試験開始の合図があるまで問題冊子を開いてはならない。
2. 問題は1ページのみである。印刷不鮮明、汚損等があれば申し出ること。
3. 解答用紙は1枚である。解答用紙には裏面もあるので注意すること。
4. 答案は、横書きとする。
5. 答案は、実線内の番号に従って書き進めること。
6. 答案は、黒ボールペン（但し、フリクション等の消せるボールペンは不可）または黒インクの万年筆で記入すること。これら以外で記入された答案は、無効となる。
7. 答案を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直すこと。
8. 下書きには、問題冊子の余白を適宜利用すること。
9. 問題冊子は必ず持ち帰ること。

専門論文試験 商法

【問題】

以下の【事例】を読んで、〔設問1〕〔設問2〕に答えなさい。

【事例】

A及びBは、発起人としてC株式会社（以下「C社」という。）を設立することとなった。Aは、Bの同意を得て、設立中のC社の発起人総代として、Dとの間で、C社の成立を条件としてC社がDから事業用の不動産（以下「本件不動産」という。）を購入する旨の契約（以下「本件売買契約」という。）を締結した。しかし、C社の原始定款には本件売買契約についての記載はなかった。

C社が成立し、C社はDに対し、本件不動産の売買代金の一部を支払い、本件不動産の引渡しを受けたが、本件不動産の残代金を支払っていない。

〔設問1〕

Dは、成立後のC社に対し、本件売買契約が無効であると主張して、本件不動産の引渡しを請求することができるか。成立後のC社が法定の手続を踏んで本件売買契約を追認した場合かどうか。

〔設問2〕

Dが、成立後のC社に対し、本件不動産の残代金の支払を請求した場合、成立後のC社は、本件売買契約が無効であると主張して、本件不動産の残代金の支払を拒むことができるか。